

公益財団法人札幌市公園緑化協会
公的研究費の不正な取引に関与した取引業者に対する処分指針

(目的)

第1条 この指針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正（文部科学省））に基づき、公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「協会」という。）の部局である札幌市豊平川さけ科学館（以下「当館」という。）における公的研究に係る取引業者の取扱い及び不正な取引に関与した取引業者に対する処分を明らかにすることを目的とする。

(対象)

第2条 本処分指針の対象は、当館の公的研究に係る取引に関係するすべての取引業者とする。

(処分の対象となる行為)

第3条 処分の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 取引に係る書類の作成に際し、虚偽の記載を行うなど不正の行為があったとき。
- (2) 取引の履行に際し、虚偽の請求を行うなど、不正の行為があったとき。
- (3) 調査にあたり、虚偽の申告をしたとき。
- (4) その他、協会に不利益を及ぼす行為があったとき。

(処分の方法)

第4条 不正な取引に関与した業者に対する処分は、取引停止をもって行う。

- 2 取引停止の期間については、不正への関与の程度、金額等に応じ、その都度、最高管理責任者が決定する。

(誓約書の提出)

第5条 物品購入、賃貸借、請負等に関して、予定価格が1件あたり50万円以上となる場合、取引業者に不正を行わない旨等を記した誓約書（様式）の提出を求めることとする。

- 2 次の各号の者は、誓約書提出の対象から除くものとする。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人、医療法人、社会福祉法人、認定特定非営活動法人
- (3) 国際組織、外国企業等
- (4) 電気、ガス、水道、通信事業者、郵便及び宅配事業者
- (5) 弁護士（法律事務所）、弁理士（特許事務所）、公認会計士（会計事務所）、税理士（税務事務所）等
- (6) その他、誓約書提出の対象になじまない者

- 3 提出回数は1回とし、当館において不正対策に関する方針やルール等を見直した場合には、あらためて提出を求めることとする。

附 則 この指針は、令和8年9月1日から施行する。

様式

公益財団法人札幌市公園緑化協会
理事長 様

誓 約 書

当社は、公益財団法人札幌市公園緑化協会（以下「協会」）という。）の部局である札幌市豊平川さけ科学館との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 協会における科学研究費助成事業の研究実施規約、協会研究不正防止指針を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- 2 協会内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 協会の研究者等から不正な行為の依頼等があった場合には、告発窓口（協会事務局）に連絡すること。

年 月 日

（住所）

（社名）

（代表者役職・氏名）

印